

令和 4 年 4 月 1 日

監理団体の皆様へ

群馬県職業能力開発協会
技能振興第 2 課

【重 要】外国人技能実習生等向け技能検定試験の設備等事前確認について

本県では、実技試験の実施に必要な設備等について実技試験の適切な実施の観点から、試験に必要な設備、機器（実技試験実施要領の設備基準に適合したもの）等が確保できる試験会場を監理団体又は実習実施者に準備いただくようご協力をお願いしておりますが、その試験会場において『初めて受検する作業』で『実技試験問題』と『実施要領』を確認して『受検で使用する設備』が設備基準に適合しているかわからない場合はご相談いただければ『事前確認』を行うことも可能です。

『事前確認』を希望する場合は事務局までご連絡ください。

※『実技試験』と『実施要領』は受検日の概ね 1 ヶ月前に送付します。

それ以前に設備を確認する場合は『技能検定試験問題公開サイト』

<https://www.kentei.javada.or.jp/>

により過去の実技試験問題を参照して確認して下さい。